

大分県済生会日田病院経営改善支援業務仕様書

1. 業務名

大分県済生会日田病院経営改善支援業務

2. 業務の目的

大分県済生会日田病院は「医療と福祉の充実・発展を通して安心して暮らせる地域社会の実現に貢献する」ことを理念に掲げ、大分県西部医療圏唯一の公的病院として地域医療の提供に重要な役割を担っているが、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師・看護師等の不足、賃上げ・物価高騰を背景として、厳しい経営状況に直面している。

持続可能な地域医療提供体制を確保するため、病院全体の経営構造を見直し、診療科・部門ごとの収支や人員配置の最適化を図る必要がある。また、地域医療に必要な不可欠な不採算部門の継続についても考慮しつつ、病院経営の健全化を進めることが求められている。

本業務は経営改善に向けた取り組みを一層推進するとともに、より実効性のあるものとするため、専門的な知識及び実績を有する事業者に対し、経営分析や経営改善計画等の策定および支援等のコンサルティング業務を委託するものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 科別・部門ごとの経営分析および経営課題の抽出（ヒアリング含む）

- ①損益計算等の財務分析
- ②収益性の評価および現状の課題・分析
- ③成長戦略の検討および課題の改善策の提示
- ④診療単価を上げる施策や診療報酬制度の最大活用、適正な請求・施設基準の見直しなど
- ⑤患者数増加に向けたマーケティング施策の提案

(2) 新たな地域医療構想を踏まえた患者数の将来予測と診療体制の最適化

大分県西部医療圏における人口動態データの収集・分析

- ①患者数の推移予測と診療科別影響の評価
- ②地域医療のニーズを踏まえた診療体制の見直し提案
- ③診療科の新設・統廃合の可能性の検討

(3) 病床機能・病床数の検証と適正化

地域の医療需要、病院の強み・弱み、人材の適正配置など様々な選択肢を踏まえ、病床再編や病院機能の変更、病床数の検討・提案

(4) 病院全体の人員配置および人件費の最適化

- ①診療科単位・部門単位の看護部・コメディカル・事務を含む適正人員配置の分析
- ②労働生産性を向上させる提案

(5) 経営戦略策定およびシミュレーション

- ①経営改善策を実行した場合の収支改善の影響等の整理
- ②病床機能・病床数（見直し案）における患者数や診療単価の変動による収支シミュレーションの実施
- ③収益向上とコスト最適化を両立する戦略の策定
- ④病院全体の経営健全化に向けたアクションプランの提示

(6) 提案・報告業務

経営分析及び経営改善策の提案について、報告書及び概要書を作成し、報告、説明を行うこと。

(7) 経営改善計画の実行支援業務

策定した経営改善計画を着実に実行し目的を達成するため、当職員への実行支援を行うこと。

5. 受託事業者を求める基本的な事項

- (1) 本業務を履行しうる十分な能力及び経験を有する人材を適正に配置すること
- (2) 大分県済生会日田病院に求められている役割等を十分に理解していること
- (3) 公立病院経営強化ガイドライン及び地域医療構想など、国・県の今後の医療政策について十分に理解していること
- (4) 上記「4. 業務内容」に示す業務と同等の実績があること
- (5) 業務委託の実施に当たり、随時の連絡に対応できる体制が取れること
- (6) 必要に応じて、会議のための資料提出やその説明ができること
- (7) 打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し提出すること
- (8) 法令遵守、情報セキュリティの取組みを徹底すること
- (9) 本業務遂行上、知り得た情報を第三者に漏らさないこと

6. 成果物

本業務の成果物は以下のとおりとし、当院の求めに応じて紙媒体及び電子データで適時提出すること。

- (1) 経営分析等調査報告書
- (2) 大分県済生会日田病院経営改善計画書
- (3) 業務における打ち合わせ記録等

7. 完了報告書

受託事業者は、業務が全て完了した際は、履行期間末日までに「業務完了届（任意様式）」を提出するものとする。

8. 委託料の支払

委託料の支払いは、本仕様書に指定された成果物及び業務完了届を提出し、検査合格後、請求書に基づき、請求から 30 日以内に支払うものとする。

9. その他

- (1) 業務内容については、仕様書に基づく内容にとどまらず、事業者選定時に提案された内容も遵守すること。
- (2) 成果物および業務の過程で受託者が作成した文書等に関する一切の権利は当院に帰属する。
- (3) 本業務により得られた成果物及び資料、情報等は当機構の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (4) 業務の実施に当たり、疑義が生じた事項については両方で協議し決定する。